政令第百三十三号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条第四項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第二項、第三十二条第五項第二号、第三十四条第二項、第三十六条第五項第二号、第三十七条第三項第二号、第三十八条第三項第二号、第五項第二号（同法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第二号、第四十一条第四項第二号、第四十二条第七項第二号、第四十四条第八項第二号並びに第五十条並びに同法附則第三十六条第三項において読み替えて準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第四十五条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の見出し中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、「（昭和十三年四月二日以後に生まれた者に係るものに限る。）」を削り、同条第三号中「〇・九八六」を「一・〇〇九」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　国民年金法第二十七条に規定する改定率　一・〇〇八

第八条の二の見出し中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に改め、同条中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第十条第一項第二号中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第五項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第十一条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「四百八万八千四百円」を「四百十四万四千円」に、「四百七万九千九百円」を「四百十三万五千五百円」に、「二百五十二万五千二百円」を「二百五十五万九千五百円」に、「二百五十一万九千九百円」を「二百五十五万四千二百円」に、「二百二十八万円」を「二百二十八万四千七百円」に、「二百三十一万五千八百円」を「二百三十一万千円」に改める。

第十三条第四項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

第十七条第一項中「同法第四十三条の四又は」を「国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月から平成二十七年三月まで」を「平成二十七年四月から平成二十八年三月まで」に、「〇・九五六」を「〇・九六九」に、「〇・九五四」を「〇・九六七」に改める。

別表第一（第七条の二関係）

別表第一及び別表第二を次のように改める。

一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二三二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二〇〇
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四九
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一九
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九八
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九〇
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八九
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七五

二　昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二四二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二一二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一八二
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一一〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇六〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇九
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九九〇
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八九
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六八
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九七五